

保護者の皆さんへ

補助要綱の概要

1 趣旨

就学前における幼児教育の普及充実を図るため、満3歳児～5歳児を私立幼稚園に通園させている家庭の経済的負担軽減措置として、入園料及び保育料の一部を補助します。(国の幼稚園就園奨励費補助金を受けている事業です。)

2 対象者

音更町民の幼児を私立幼稚園に通園させている保護者

3 補助額

平成29年度における補助額は、別記(裏面参照)の金額を限度とします。限度額は、世帯の市町村民税の合計額および世帯構成などで決まります。

ただし、実際の支払額(入園料及び保育料)が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とします。また、年度途中に入退園又は音更町へ転入、他市町村へ転出された場合は、補助対象となる月数に応じて算定します。幼稚園を通じてご連絡ください。

4 補助の時期及び方法

年度末(3月)に、幼稚園を通して補助します。

5 申請方法

『保育料減免措置に関する調書』に必要事項を記入・押印し、各幼稚園の回収期限までに園へ提出してください。

※補助を不要とされる方は、その旨を幼稚園にお伝えください。

【注意事項】

- ①平成29年1月1日現在で他市町村に住民票があった場合(引越し、単身赴任など)は、
『平成29年度の市町村民税均等割・所得割が分かる書類』も一緒に提出してください。
(市町村民税課税証明書、市町村民税特別徴収税額通知書、市町村民税納税通知書などの写し)
※住民税から住宅ローン控除を受けた場合は、平成29年度市町村民税住宅借入金等特別税額控除額が分かるものを添付してください。
- ②平成29年度の市町村民税の修正申告をした場合など、税額に変更があったときは、必ず役場子ども福祉課子育て支援係にお知らせください(平成29年11月30日まで)

6 問い合わせ先

各私立幼稚園 または 音更町役場子ども福祉課子育て支援係

電話：0155-42-2111 内線536

○補助額について

1 階層区分ごとの補助額

所得階層区分	該当する世帯	補助対象経費	園児1人当たりの補助額		
			第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料及び保育料の合算額	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
第2階層	1 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
	2 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が非課税となる世帯		年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
第3階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		年額 139,200円	年額 223,000円	年額 308,000円
第4階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯		年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
上記区分以外の世帯			—	年額 154,000円	年額 308,000円

2 多子軽減の適用条件

- (1) 第3階層以下は、生計を一にする子ども全てを対象に判定します。
- (2) 第4階層以上は、小学校3年生以下の生計を一にする子どもを対象に判定します。

3 ひとり親世帯等の特例

ひとり親世帯、在宅障がい児のいる世帯等の子どもの補助限度額については、次の表のとおりとします。

所得階層区分	該当する世帯	補助対象経費	園児一人当たりの補助額		
			第1子	第2子	第3子以降
第2階層	1 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	入園料及び保育料の合算額	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
	2 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が非課税となる世帯		年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
第3階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円

4 注意事項

- (1) 上記の市町村民税の所得割課税額は、夫婦（片働き）と16歳未満の子ども2人世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合などは、次の算式により市町村民税所得割課税額を算出し直し、補助限度額を適用します。
 - ア 第3階層の場合（年齢は、補助金交付対象年度の前年の12月31日現在）
 $34,500円 + (16歳未満の扶養親族の数 \times 21,300円) + (16歳以上19歳未満の扶養親族の数 \times 11,100円)$
 ただし、77,100円未満の場合は、77,100円とします。
 - イ 第4階層の場合（年齢は、補助金交付対象年度の前年の12月31日現在）
 $171,600円 + (16歳未満の扶養親族の数 \times 19,800円) + (16歳以上19歳未満の扶養親族の数 \times 7,200円)$
 ただし、211,200円未満の場合は、211,200円とします。
- (2) 所得割課税額については、住宅ローン控除前の額を用いて、決定します。
- (3) 同一世帯で複数人が所得を得ている場合は、合計の課税額で判断します。